○国立大学法人三重大学法人文書管理規程

(平成23年3月24日規程第706号)

改正 平成26年3月27日規程

平成27年3月26日規程第706号

平成27年10月30日規程

平成28年7月20日規程

平成28年10月31日規程

平成28年11月24日規程

平成30年3月30日規程第706号 平成30年6月28日規程第706号

(目的)

第1条 この規程は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下 「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、国立大学法人三重大学(以下「本 学」という。)における法人文書の管理について必要な事項を定めることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「職員等」 本学の役員及び職員をいう。
 - (2) 「法人文書」 本学の職員等が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び 電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること ができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、本学 の職員等が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。ただ し、法第2条第5項各号に掲げるものを除く。
 - (3) 「法人文書ファイル等」 本学における能率的な事務又は事業の処理及び 法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書(保 存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめた もの(以下「法人文書ファイル」という。)及び単独で管理している法人文書 をいう。
 - (4) 「法人文書ファイル管理簿」 本学における法人文書ファイル等の管理を適 切に行うために、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満 了する日,保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を 記載した帳簿をいう。
 - (5) 「部局等」 各学部,各研究科,教養教育院,地域人材教育開発機構,地 域イノベーション推進機構、地域拠点サテライト、地域創生戦略企画室、附属 図書館、医学部附属病院、国際交流センター、総合情報処理センター、学生総 合支援センター, 国際環境教育研究センター, アドミッションセンター, 保健 管理センター、教育学部附属教職支援センター、生物資源学研究科附属紀伊・ 黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター、生物資源学研究科附属練習船勢 水丸、生物資源学研究科附属鯨類研究センター及び附属学校をいう。
 - (6) 「チーム等」 三重大学事務組織規程第2条に定める監査チーム, 同規程第 4条に定める事務局のチーム、同規程第4条の2に定める定型業務等運営・支援 センター、同規程第5条第1項に定めるチーム及び同規程第5条第2項に定める医 学・病院管理部の課をいう。
 - (7) 「教育・研究関係文書」 第2号に規定する法人文書のうち教育職員又は教 育職員組織が主体となって管理するものをいう。ただし、次号に掲げるものを 除く。
 - (8) 「附属学校関係文書」 第2号に規定する法人文書のうち教育学部附属幼稚 園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校及び教育学部附属特別支援学校

- (以下「附属学校」という。)の附属学校教員又は附属学校教員組織が主体となって管理するものをいう。
- (9) 「附属病院関係文書」 第2号に規定する法人文書のうち医学部附属病院の 医療従事職員組織が主体となって管理するものをいう。

(総括文書管理者)

- 第3条 本学に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、事務局長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 法人文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 法人文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 法人文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - (5) 法人文書ファイル保存要領(以下「保存要領」という。)の整備
 - (6) その他法人文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

- 第4条 本学に副総括文書管理者1名を置く。
- 2 副総括文書管理者は、企画総務部長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は,第3条第3項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐 するものとする。

(文書管理者等)

- 第5条 文書管理者は、チーム等の長をもって充て、当該チーム等の所掌事務に関する文書管理の実施責任者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず,教育・研究関係文書,附属学校関係文書及び附属病 院関係文書に係る文書管理者は,部局等の長をもって充てる。
- 3 文書管理者は、その管理する法人文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 法人文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - (5) 管理状況の点検等
 - (6) 法人文書の作成,標準文書保存期間基準(以下「基準」という。)の作成等による法人文書の整理その他法人文書の管理に関する職員等の指導
- 4 文書管理担当者は、文書管理者が指名した者とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教育・研究関係文書及び附属学校関係文書に係る文書管理担当者は、次のとおりとする。
 - (1) 教育・研究関係文書のうち大学教員が主体となって管理するものにあっては、当該文書を保有する各大学教員をもって充てる。
 - (2) 教育・研究関係文書のうち大学教員組織が管理するものにあっては、文書管理者が指名する者をもって充てる。
 - (3) 附属学校関係文書のうち附属学校教員が主体となって管理するものにあっては、当該文書を保有する各附属学校教員をもって充てる。
 - (4) 附属学校関係文書のうち附属学校教員組織が管理するものにあっては、副

校長又は副園長をもって充てる。

- 6 文書管理担当者は、文書管理者のつかさどる事務の遂行を補佐する。 (監査責任者)
- 第6条 本学に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、監査課長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。 (職員等の責務)
- 第7条 職員等は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則等並びに総括文書 管理者及び文書管理者の指示に従い、法人文書を適正に管理しなければならな い。

(文書主義の原則)

- 第8条 職員等は、文書管理者の指示に従い、法第11条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、本学における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本学の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。
- 2 文書管理者は、職員等に前号の指示を行う場合は、業務の効率的な執行に留意し適切な指示を行うものとする。

(別表第1の業務に係る文書作成)

第9条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の法人 文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

- 第10条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式,資料等の情報については,電子掲示板等を活用し職員等の利用に供するものとする。
- 2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

(職員等の整理義務)

- 第11条 職員等は,第12条及び第13条に従い,次に掲げる整理を行わなければならない。
 - (1) 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
 - (2) 相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物(法人文書ファイル)にまとめること。
 - (3) 前号の法人文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間のはで保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第12条 法人文書ファイル等は、分類基準表(別紙第1号様式)により、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、基準(別紙第2号様式)を定めなければな

らない。

- 2 第11条第1号の保存期間の設定については、基準に従い、行うものとする。
- 3 基準及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた法人文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 4 第11条第1号の保存期間の起算日は、法人文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 5 第11条第3号の保存期間は、法人文書ファイルにまとめられた法人文書の保存期間とする。
- 6 第11条第3号の保存期間の起算日は、法人文書を法人文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算して第2項の保存期間の満了日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 7 第4項及び第6項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする法人文書及び当該法人文書がまとめられた法人文書ファイルについては、適用しない。

(保存要領)

- 第14条 総括文書管理者は、法人文書ファイル等の適切な保存に資するよう、保存 要領を作成するものとする。
- 2 保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 紙文書の保存場所・方法
 - (2) 電子文書の保存場所・方法
 - (3) 引継手続
 - (4) その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

第15条 文書管理者は、保存要領に従い、法人文書ファイル等について、当該法人 文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならな い。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

(集中管理の推進)

第15条の2 本学における法人文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。

(法人文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第16条 総括文書管理者は、本学の法人文書ファイル管理簿(別紙第3号様式)について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第15条第2項に基づき、磁気ディスクをもって調製するものとする。
- 2 法人文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。
- 3 法人文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(法人文書ファイル管理簿への記載)

- 第17条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する法人文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第15条第1項各号に掲げる事項を法人文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当 該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、独立行政法 人国立公文書館等に移管し、又は廃棄した場合は、当該法人文書ファイル等に関 する法人文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は 廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿(別紙第4号様式)に 記載しなければならない。

(保存期間が満了したときの措置)

- 第18条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 2 前条第1項の法人文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、法人文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

(移管又は廃棄)

- 第19条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により移管する法人文書ファイル等に、法第16条第1 項第2号に掲げる場合に該当するものとして本学において利用の制限を行うこと が適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法 人国立公文書館等に意見を提出しなければならない。

(保存期間の延長)

- 第20条 文書管理者は、次に掲げる法人文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該法人文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該法人文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、1の区分に該当する法人文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。
 - (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了する までの間
 - (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
 - (4) 開示請求があったもの 法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

- 2 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、その職務の 遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定 めて法人文書ファイル等の保存期間を延長することができる。
- 3 文書管理者は、前2項の規定により法人文書ファイル等の保存期間を延長した場合は、延長した期間及び理由を総括文書管理者に報告するものとする。 (点検・監査)
- 第21条 文書管理者は、自ら管理責任を有する法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、法人文書の管理について 必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第22条 文書管理者は、法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第23条 総括文書管理者は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

(研修の実施)

第24条 総括文書管理者は、職員等に対し、法人文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

(研修への参加)

第25条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員等を積極的に参加させなければならない。

(雑則)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人三重大学法人文書管理規程(平成16年8月23日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年3月27日規程)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規程第706号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月30日規程)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成28年7月20日規程) この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則(平成28年10月31日規程) この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成28年11月24日規程) この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規程第706号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月28日規程第706号) この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1

法人文書の保存期間基準

[別紙参照]

別表第2

保存期間満了時の措置の設定基準

[別紙参照]

別紙第1号様式(第12条関係) 分類基準表 「別紙参照]

別紙第2号様式(第13条関係) 標準文書保存期間基準 「別紙参照]

別紙第3号様式(第16条関係) 法人文書ファイル管理簿 「別紙参照]

別紙第4号様式(第17条関係) 移管・廃棄簿 [別紙参照]

別表第1 法人文書の保存期間基準

事	事 項	業務の区分	当該業務に係る法人文書の 類型	保存 期間	具体例
国立大	 <字法人三重	<u></u> €大学の組織⊄	<u> </u>		
1		組織の存立 に関する重 要な経緯		常用	・登記書 ・国有財産台帳 ・工事設計図面・完成図 書
2	規程定改び経	検討	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③立案の検討に関する会議等文書	30年	・業務方針 ・業務計画 ・調査・検討資料 ・関係部署のヒアリング ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料
		は改廃	関係部署協議文書制定又は改廃のための決裁文書		・協議案 ・関係部署からの質問・ 意見 ・関係部署への回答 ・規程案,細則案 ・利用等規則案,寄贈寄 託文書受入要綱案 ・法人文書管理規則案 ・理由,新旧対照条文, 参照条文
		学大臣 への届 出 (5)その他	文部科学大臣への届出等に 関する文書 規程等が記録された文書	常用	・届出書・理由,新旧対照条文,参照条文・国立大学法人三重大学
		規程に 関する 重要 文書			規程集
3	法規基文学の承のにく科臣、の	独 人国 大学のの る 大芸 大法 に ま と から こ から	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③会議等に意見聴取のための資料として提出された	30年	 ・中期目標 ・業務方針 ・調査・検討資料 ・関係機関・関係部署の ヒアリング ・開催経緯 ・諮問

		क इस ज	上中 人类放压的过去式		苯重胍亚 苯重码
	求め、届	の認可,承	文書、会議等における議事		・議事概要・議事録
	出等及	認の求め,	が記録された文書及び会		•配付資料
	びその	届出等に関	議等の決定又は了解に至		・意見
	経緯	する立案の	る過程が記録された文書		
		検討その他	④認可,承認の求め,届出等		・業務方法書案
		の経緯	を行うための決裁文書及		・中期計画案
			び提出された文書		・年度計画案
					・届出案
					・報告案
			⑤公表に関する文書		・公表書
4	業務運	業務運営の	①立案基礎文書	10年	・業務方針
	営の方	方針・計画			・業務計画
	針•計画	等の審議及	②立案の検討に関する調査		・調査・検討資料
	等の審	び決定又は	研究文書		関係部署のヒアリング
	議及び	了解に関す	③会議等に検討のため資料		・配付資料
	決定又	る立案の検	として提出された文書		
	は了解	討その他重	④決定又は了解の内容が記		・議事概要・要旨
	(他の項	要な経緯	録された文書		・決定・了解文書
	に掲げ				
	るもの				
	を除				
	⟨∘)				
5	運営費	(1)運営費	運営費交付金, 施設費等の要	10年	・執行状況調査
	交付金	交付金	求に関する文書		・要求書
	等,施設	等の要			
	費及び	求に関			
	会計検	する重			
	査に関	要な経			
	する事	緯			
	項	(2)会計検	①会計検査院に提出又は送		計算書
	(3の項	査に関	付した計算書及び証拠書		・証拠書類
	に掲げ	する重	類		(会計検査院保有のも
	るもの	要な経	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		のを除く。)
	を除	緯	 ②会計検査院の検査結果に		・意見又は処置要求
	⟨ 。)		関する文書		(会計検査院保有のも
					のを除く。)
国立大		 〔大学の職員等	L 等の人事に関する決定又はその?	 経緯	
6	職員等	(1)職員等	①計画の立案に関する調査	5年	・自治体・民間企業等の
	の人事	の研修	研究文書	- 1	状況調査
	に関す	の実施	717 E2 + F		・関係機関・関係部署の
	る事項	に関す			ヒアリング
	(1の項	る計画			
	から5	の立案	②計画を制定又は改廃する		 ・計画案
	の項ま	の検討	ための決裁文書		
	でに掲	その他	③職員等の研修の実施状況		 ・実績
1	((74)				ノンリンス

	T -		T		
	げるも	の職員	が記録された文書		
	のを除	等の研			
	<。)	修に関			
		する重			
		要な経			
		緯		\$1 MA 11	1.41.4
		(2)職員等	職員等の兼業の許可の申請		• 申請書
		の兼業	書及び当該申請に対する許	了後	・承認書
		の許可	可に関する文書	5年	
		に関す			
		る重要			
		な経緯			
		(3)退職手		5年	· 調書
				5 +	• 则 音
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	定の内容が記録された文書		
			及び当該決定に至る過程が		
		する重	記録された文書		
		要な経			
		緯			
国立大			 こ関する決定又はその経緯	1	
7	学生募	学生募集の	①立案基礎文書	5年	• 業務方針
'	手上の関	企画の検討	() 立术圣诞入目	0 —	業務計画
	する事	その他の経	9 711 9117 117 117		・調査・検討資料
	項	緯	研究文書		・関係機関・関係部署の
					ヒアリング
			③立案の検討に関する会議		・開催経緯
			等文書		・議事概要・要旨
					•配付資料
			 ④企画を実施するための決		・企画書
			裁文書その他実施の過程		広報資料
			,,		
	→ W. I.	→ NA EAS	が記録された文書	- * ·	• 実績報告書
8	入学者	入学者選抜	①立案基礎文書	5年	・業務方針
	選抜に	に関する事			・業務計画
	関する	務の実施そ	②立案の検討に関する調査		・調査・検討資料
	事項	の他の経緯	研究文書		・関係部署のヒアリング
			③立案の検討に関する会議		・開催経緯
			等文書		・議事概要・要旨
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		•配付資料
			④企画を実施するための決 ************************************		・企画書
			裁文書その他実施の過程		• 実績報告書
			が記録された文書		
9	入学手	入学手続に	①立案基礎文書	10年	・業務方針
	続に関	関する事務			• 業務計画
	する事	の実施その	②立案の検討に関する調査		・調査・検討資料
	項	他の経緯	研究文書		・関係機関・関係部署の
			717675 F		ヒアリング
			<u> </u>		

	1				
			③立案の検討に関する会議		・開催経緯
			等文書		・議事概要・要旨
					・配付資料
			④企画を実施するための決		・企画書
			裁文書その他実施の過程		・実績報告書
			が記録された文書		
1 0	教務に	教務に関す	①立案・処分等に関する基礎	30年	 ・業務方針
	関する	る事務の実	文書		・業務計画
	事項	施その他の	<u> </u>		
	尹"尽	経緯	る調査研究文書		・関係部署のヒアリング
		//土// 丰			
			③立案・処分等の検討に関す		・開催経緯
			る会議等文書		・議事概要・要旨
					配付資料
			④企画・処分等を実施するた		・企画書
			めの決裁文書その他実施		
			の過程が記録された文書		
			⑤実施の結果が記録された	常用	・学籍関係文書
			文書	30年	・卒業・修了証書発行台
					帳
					· 学位授与関係文書
1 1	学生支	学生支援に	①立案・管理に関する基礎文	5年	・業務方針
	援に関	関する事務	書		・業務計画
	する事	の実施その	②立案・管理に関する調査研		 ・調査・検討資料
	項	他の経緯	究文書		・関係部署のヒアリング
		,,			
			③立案・管理に関する会議等		・開催経緯
			文書		・議事概要・要旨
					配付資料
			④企画・管理を実施するため		・企画書
			の決裁文書その他実施の		
			過程が記録された文書		
国立大	1	重大学の学術研究	ff究に関する決定及びその経緯		
1 2	学術研	(1)個別の	①立案・申請に関する基礎文	5年	・調査・検討資料
	究に関	研究事	書・調査研究文書		・関係研究機関・民間企
	する事	業の実			業等との調整に関す
	項(1の	施その			る文書
	項から	他の重	②立案・申請に関する会議等		・開催経緯
	110	要な経	文書		・議事概要・要旨
	項まで	緯			・配付資料
	に該当		③企画を実施するための決		・企画書
	するも		裁文書その他実施の過程		
	のを除		が記録された文書		・事業成果報告書
	<.)		- Pordio Associate		1 NOVEN POR PROPERTY OF THE PR
		(2)機関と		5年	 ・業務方針
) 下	
		して行	書・調査研究文書		・業務計画

		う大型			・調査・検討資料
		研究プ			・調宜・快刊賃付 ・関係機関・関係部署と
		切えてロジェ			の調整に関する文書
		クト事	②立案・申請に関する会議等		・開催経緯
		業の企	文書		・議事概要・要旨
		画立	人 目		• 配付資料
		案•実施	3企画を実施するための決		・企画書
		その他	裁文書その他実施の過程		・採択通知
		の重要	が記録された文書		• 事業成果報告書
		な経緯	が記録ですがこ入目		于 <i>未</i> /从/下以口目
		(3)学術研	①立案に関する基礎文書・調	30年	・業務方針
		究の実	查研究文書	0 0 1	・業務計画
		施に伴	②立案に関する会議等文書		・開催経緯
		い行う			・議事概要・要旨
		申請等			・配付資料
		に関す	③企画を実施するための決		• 国有特許 · 国際特許申
		る事務	裁文書その他実施の過程		請書類
		の実施	が記録された文書		・省庁等ヒアリング
		その他	W-14121112		· 各種承認申請書類
		の重要			
		な経緯			
1 3	学術研	学術研究関	①立案・基準・管理に関する	10年	・業務方針
	究 関 係	係資料の収	基礎文書		・業務計画
	資料に	集・管理に	②立案・基準・管理に関する		・調査・検討資料
	関する	関する事務	調査研究文書		・関係機関・関係部署と
	文書	の実施その			の調整に関する文書
		他の重要な	③立案・基準・管理に関する		・開催経緯
		経緯	会議等文書		・議事概要・要旨
					・配付資料
			<u></u> 事業を実施するための決裁	5年	・除籍,購入,寄贈及び
			文書その他実施の過程が記		交換
			録された文書		
			学術研究関係資料の内容が	常用	・蔵書目録
			記録された文書	30年	• 利用統計
			HONG A ALCOVER		蔵書統計
国立大	· 、学法人三軍	 賃大学と地域を	L 上会との連携,国際交流に関す	 る事項	77X EI 70 0 FT
1 4	国際交	国際交流事	①立案に関する基礎文書	5年	業務方針
	温流に関	業に関する	○ ☆木に内 / 3 全般入目	0 1	・業務計画
	がる事	事務の実施			
	項	その他の重	② 立来に因りる明直が元文 書		・海外等関係機関・関係
		要な経緯	Ħ		部署との調整に関す
		ス・6/1年/14			る文書
		<u> </u>	L		○ ○ 日

		1			
			③立案に関する会議等文書		・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料
			④企画を実施するための決 裁文書その他実施の過程 が記録された文書		・交流協定書
1 5	地域社会との	地域社会と の連携に関	①企画・立案に関する基礎文 書	5年	・業務方針 ・業務計画
	連携に関する事項	する事業の 実施その他 の重要な経 緯	②企画・立案に関する調査研 究文書		・調査・検討資料 ・自治体・関係部署との 会議等調整に関する 文書
			③企画・立案に関する会議等 文書		・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配付資料
			④企画を実施するための決 裁文書その他実施の過程 が記録された文書		・企画書 ・実施報告書
個人工	L 7 <i>1</i> け法人の核	 新 義務の得真	一次記録されりに を及びその経緯		
1 6	個ははの表の義務の	(1)行政手 続法第 5条第 1項の		5年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料
	得 喪 及 び そ の 経緯	審査基 準,第1 2条第 1 項 0 #	②立案の検討に関する調査 研究文書		・自治体・民間企業等の 状況調査 ・関係機関・関係部署の ヒアリング
		年,同法 第 6 条 の標準	③行政手続法第5条第1項 の審査基準,第12条第1 項の処分基準を定めるた めの決裁文書		・審査基準案 ・処分基準案
		的間す案討他要ななにるのそのなのをのを	④行政手続法第6条の標準 的な期間を定めるための 決裁文書		・標準処理期間案
		緯 (2)許認可 等に関 する重 要な経	許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る 過程が記録された文書	許認のがうがする	・審査案・理由
		緯		日に係	

	1				
				る特定	
				日以後	
				5年	
		(3)不利益	不利益処分をするための決	30年	・処分案
		処分に	裁文書その他当該処分に至		・理由
		関する	る過程が記録された文書		
		重要な			
		経緯			
		(4)異議申	①異議申立書又は口頭によ	5年	・異議申立書
		立てに	る異議申立てにおける陳		• 録取書
		関する	述の内容を録取した文書		
		会議等	②会議等文書		• 諮問
		におけ			・議事概要・議事録
		る検討			•配付資料
		その他			答申,建議,意見
		の重要	③裁決, 決定その他の処分を		· 意見書
		な経緯	するための決裁文書その		10.75 H
		e republic	他当該処分に至る過程が		
			記録された文書		
			④裁決書又は決定書		 ・裁決・決定書
		(5)国立大	①訴訟の提起に関する文書	30年	訴状
		学法人		0 0 1	•期日呼出状
		三重大	②訴訟における主張又は立		答弁書
		学を当	証に関する文書		• 準備書面
		事者と			• 各種申立書
		する訴			• 口頭弁論
		訟の提			• 証人等調書
		起その			· 書証
		他の訴	3 割決書又は和解調書		 ・判決書
		訟に関			 和解調書
		する重			TENTHA E
		要な経			
		緯			
その併	<u> </u> の事項	//4-			
1 7	栄典 又	栄典又は表	栄典又は表彰の授与又はは	10年	選考基準
' '	は表彰	が一般を表現します。	く奪のための決裁文書	107	選考案
	に関す	おけば子久ははく奪の	、サッパッパ級人百		· 伝達
	る事項	重要な経緯			IA 建
	(3) 事党	里女は胚層			
1 8	文書の	文書の管理	①法人文書ファイル管理簿	常用	・法人文書ファイル管理
	管理等	等	その他の業務に常時利用		簿
	に関す		するものとして継続的に		
	る事項		保存すべき法人文書		
			②取得した文書の管理を行	5年	文書処理簿
			うための帳簿	•	• • • •
	1		•		

			③法人文書ファイル等の移	30年	・移管・廃棄簿
			管又は廃棄の状況が記録		
			された帳簿		
1 9	法令そ	法令その他	法令その他の事項に関する	10年	・照会・回答文書
	の他の	の事項に関	関係機関等との協議又は調		・取得文書
	事項に	する関係機	整に関する文書		・議事概要・議事録
	関する	関等との協			・配付資料
	関係機	議又は調整			・報告書
	関等と	及びその経			
	の協議	緯			
	又は調				
	整に関				
	する事				
	項(1の				
	項から				
	1 9 D				
	項まで				
	に掲げ				
	るもの				
	を除				
	⟨∘)				

備考

- 1 この表における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 立案基礎文書 立案の基礎となった業務方針,計画等が記録された文書
 - 二 会議等文書 会議その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする 懇談会その他の会合(この表において「会議等」という。)に検討のための資料として提 出された文書及び会議等の議事,答申,建議,報告若しくは意見が記録された文書その 他会議等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 三 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
 - 四 決裁文書 国立大学法人三重大学の意思決定の権限を有する者が押印,署名又はこれらに類する行為を行うことにより,その内容を三重大学の意思として決定し,又は確認した法人文書
 - 五 特定日 第13条の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって,4月1日以外の日を特定日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては,その日)
- 2 1の項から20の項の各項について、他の規程・通知等により別に保存年限の定めがあるものは、当該定めによる。
- 3 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な法人文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、三重大学における重要な経緯が記録された文書である。
- 4 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管するチーム等に適用するものとする。
- 5 本表が適用されない法人文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文

書管理者が所掌する事務及び事業の性質,内容等に応じた標準文書保存期間基準を定める ものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【 I 】~【IV 】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館等に移管するものとする。

- 【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程,決定,実施 及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(2)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
国立大	:学法人三重大学の	組織の運営管理に関する決定及びそ	の経緯
1	規程の制定又は	(1)立案の検討	廃棄(国立大学法人三重大学規
	改廃及びその経	(2)関係部署への協議	程集を除く。)
	緯	(3)制定又は改廃	
		(4)文部科学大臣への届出	
		(5)その他規程に関する重要な	
		文書	
2	法令の規定に基	独立行政法人通則法, 国立大学法	廃棄
	づく文部科学大	人法その他の法令の規定による	
	臣の認可,承認	文部科学大臣の認可,承認の求	
	の求め,届出等	め、届出等に関する立案の検討そ	
	及びその経緯	の他の経緯	

3	業務運営の方	業務運営の方針・計画等の審議及	廃棄
	針・計画等の審	び決定又は了解に関する立案の	
	議及び決定又は	検討その他重要な経緯	
	了解(他の項に		
	掲げるものを除		
	< 。)		
4	運営費交付金,	(1)運営費交付金等の要求に関	廃棄
	施設費及び会計	する重要な経緯	
	検査に関する事	 (2)会計検査に関する重要な経	
	項(2の項に掲	(2)云前恢且に関りる里安は胜 緯	
	げるものを除	 	
	<.)		
国立大	学法人三重大学の	職員等の人事に関する決定又はその	 経緯
5	職員等の人事	(1)職員等の研修の実施に関す	廃棄
	に関する事項	る計画の立案の検討その他の	
	(1の項から4	職員等の研修に関する重要な	
	の項までに掲	経緯	
	げるものを除	(2)職員等の兼業の許可に関す	
	< 。)	る重要な経緯	
		(3)退職手当の支給に関する重	
		要な経緯	
国立大	学法人三重大学の	教育に関する決定又はその経緯	
6	学生募集に関	学生募集の企画の検討その他の	廃棄
	する事項	経緯	
7	入学者選抜に	入学者選抜に関する事務の実施	廃棄
	関する事項	その他の経緯	
8	入学手続に関	入学手続に関する事務の実施そ	廃棄
	する事項	の他の経緯	
9	教務に関する	教務に関する事務の実施その他	廃棄(学籍関係文書を除く。)
	事項	の経緯	
1 0	学生支援に関	学生支援に関する事務の実施そ	廃棄
	する事項	の他の経緯	
国立大	学法人三重大学の	学術研究に関する決定及びその経緯	
1 1	学術研究に関	(1)個別の研究事業の実施その他	廃棄
	する事項(1	の重要な経緯	
	の項から10		
	の項までに該	(2)機関として行う大型研究プロ	
	当するものを	ジェクト事業の企画立案・実施	
	除く。)	その他の重要な経緯	
		(3)学術研究の実施に伴い行う申	
		請等に関する事務の実施その	
1.0		他の重要な経緯	**************************************
1 2	学術研究関係	学術研究関係資料の収集・管理に	廃棄(蔵書目録を除く。)
	資料に関する	関する事務の実施その他の重要な	
	文書	経緯	

国立十	国立大学法人三重大学と地域社会との連携、国際交流に関する事項							
-			T					
1 3	国際交流に関	国際交流事業に関する事務の実施	廃棄					
1 4	する事項	その他の重要な経緯						
1 4	地域社会との	地域社会との連携に関する事業の	廃棄					
	連携に関する	実施その他の重要な経緯						
/27 1	事項	60/H+T 407 0/H						
個人又	は法人の権利義務	の得喪及びその経緯						
1 5	個人又は法人	(1)行政手続法第5条第1項の	廃棄					
	の権利義務の	審査基準,第12条第1項の						
	得喪及びその	処分基準,同法第6条の標準						
	経緯	的な期間に関する立案の検討						
		その他の重要な経緯						
		(2)許認可等に関する重要な経						
		緯						
		(3)不利益処分に関する重要な						
		経緯						
		(4)異議申立てに関する会議等						
		における検討その他の重要な						
		経緯						
		(5)国立大学法人三重大学を当						
		事者とする訴訟の提起その他						
		の訴訟に関する重要な経緯						
その他	の事項							
1 6	栄典又は表彰	栄典又は表彰の授与又ははく奪	廃棄					
	に関する事項	の重要な経緯						
1 7	文書の管理等	文書の管理等	廃棄(法人文書ファイル管理簿					
	に関する事項		を除く。)					
1 8		(1)臨床研修に関すること及び	廃棄(研修修了認定証を除く。)					
	事項	その経緯						
		(2)各種申請又は報告に関する						
		こと及びその経緯						
1 9	法令その他の	法令その他の事項に関する関係	廃棄					
	事項に関する	機関等との協議又は調整及びそ						
	関係機関等と	の経緯						
	の協議又は調							
	整に関する事							
	項(1の項から							
	18の項まで							
	に掲げるもの							
	を除く。)							
	= 1/4: 10 /							

注

①「移管」とされている文書が含まれている法人文書ファイル等はすべて移管することとする。

- ②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として 記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体と して対応し、その教訓が将来に活かされるようなものについては、移管が必要となる。
- ③移管については、当該業務を主管するチーム等の文書管理者において行うものとする。
- (2) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、文書管理者において個別に判断するものとする。

別紙第1号様式(第12条関係)

分類基準表

整理			標準法人文書ファイル等		
	大分類	中分類	名	保存期間	備考
番号			(小分類)		

別紙第2号様式(第13条関係)

標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る 法人文書の類型	具体例	保存期間

別紙第3号様式(第16条関係)

法人文書ファイル管理簿

佐 战, 南祖左帝笠	分類		名称	作成・取得者	起算日	保存期間
作成·取得年度等	大分類	中分類	(小分類)	11年成・取待有	此 昇口	

保存期間満了日	媒体の種別	保存場所	管理者	保存期間満 了時の措置	備考

別紙第4号様式(第17条関係)

移管•廃棄簿

作成·取得年度等	分類		名称	作成・取得者	起算日	/D /_ 		
	大分類	中分類	(小分類)	作成・以待有	起昇口	保存期間		

保存期間満了日	媒体の種別	保存場所	管理者	保存期間満了 時の措置結果	移管日又 は廃棄日